

I 重要な会計方針

- 1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準
原則として、期間進行基準を採用している。
なお、退職一時金については費用進行基準を、また、特別教育研究経費及び特殊要因経費に充当される運営費交付金については、文部科学省の指定により業務達成基準又は費用進行基準を採用している。
- 2 減価償却の会計処理方法
 - ① 有形固定資産
定額法を採用している。
耐用年数については法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	: 2~49年
構築物	: 2~60年
機械装置	: 3~17年
工具器具備品	: 2~15年
船舶	: 2~5年
車両運搬具	: 2~6年

なお、受託研究及び受託事業収入により取得したものについては当該研究期間を耐用年数としている。
また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第83）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。
 - ② 無形固定資産
定額法を採用している。
法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年）に基づいている。
- 3 未収学生納付金収入に係る徴収不能引当金及び見積額の計上基準
未収学生納付金収入に対する引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上している。
- 4 賞与引当金及び見積額の計上基準
賞与については、翌期以降の運営費交付金による財源措置がなされたため、賞与引当金は計上していない。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の引当外賞与見積額を控除した額を計上している。
- 5 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準
運営費交付金を財源とする教職員等に係る退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされたため、退職給付に係る引当金は計上していない。
なお、一部運営費交付金により財源措置がなされていない分については、教職員の退職給付に備えるため、期末自己都合支給額にて引当金を計上している。
また、損益計算書における退職給付引当金に係る人件費及び国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第84第4項に基づき計算された自己都合退職による退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。
- 6 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的債券
償却原価法（定額法）を採用している。
- 7 国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法
 - ① 国等の財産の無償使用による賃借取引の機会費用の計算方法
近隣の地代や賃借料を参考に計算している。
 - ② 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率
10年利付政府保証債の平成22年3月末利回りを参考に1.395%で計算している。
- 8 リース取引の会計処理
リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。また、リース料総額が3,000千円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。なお、リース期間の中途において契約を解除することができないオペレーティング・リース取引の未経過リース料は以下のとおり。
 - ① 賃借対照表日後1年内のリース期間に係る未経過リース料 : 3,149,496円
 - ② 賃借対照表日後1年を超えるリース期間に係る未経過リース料 : 5,876,388円
- 9 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式による。

II 追加情報

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について）（国立大学法人会計基準等検討会議 平成21年7月28日）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会 平成22年3月24日最終改訂）を適用している。

III 貸借対照表

- 1 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は146,423,819円である。

2 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は3,128,396,169円である。

IV キヤツシユ・フロー計算書

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	1,258,105,340円
定期預金	▲ 310,000,000円
資金期末残高	<u>948,105,340円</u>

2 重要な非資金取引

ファイナンス・リースによる資産の取得 : 47,000,000円

寄附受けによる資産の取得:25,909,902円

3 科学研究費補助金等の記載方法

科学研究費補助金等支出、科学研究費補助金等収入については、純額表示している。

V 金融商品関係

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債等に限定している。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人法第47条の規程に基づき、国債及び預金のみを保有しており株式等は保有していない。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価(*1)	差額(*1)
(1)投資有価証券及び有価証券 満期保有目的の債権	100,020,306	100,080,000	59,694
(2)現金及び預金	1,258,105,340	1,258,105,340	-
(3)未払金	(679,902,564)	(679,902,564)	(-)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(注1)金融商品の時価の算定方法

(1) 投資有価証券及び有価証券

これらの時価について、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(2) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用している。

VI 賃貸等不動産関係

当法人は、北海道北見市において、賃貸等不動産を保有しているが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略している。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用している。

VII その他

1 重要な債務負担行為

該当事項なし

2 重要な後発事象

該当事項なし